

平成 20 年 10 月 10 日

子育て課

内線 2 8 5 0

## 奈良市の少子化対策について

### 1. 少子化の現状

#### (1) わが国の現状

わが国は、世界で最も少子化の進んだ国の一つであり、出生に関する一つの指標である合計特殊出生率でみると、人口を維持するために必要な水準といわれている 2.08 を下回ったまま、低位で推移している。平成 17 年には、1.26 と過去最低の数値となり、平成 18 年は、1.32 とやや回復したが、少子化の流れは依然続くものと予想されている。

また、わが国の年少人口（0～14 歳）は、戦後減少傾向が続き、平成 9 年には、老年人口（65 歳以上）よりも少なくなった。総務省の「人口推計（19.10.1 現在）」によると、年少人口は 1,729 万 3 千人（13.5%）であるのに対し、老年人口は 2,746 万 4 千人（21.5%）と、ますます少子高齢化が進行している。

#### (2) 本市の現状

奈良市の合計特殊出生率は、平成 18 年において 1.10 であり、日本全体の 1.32 や全国ワースト 4 位の奈良県の 1.22 を遥かに下回っており、さらに数値は減少傾向にある。

また、奈良市における年少人口は 49,035 人（13.2%）、老年人口は 78,034 人（21.0%）であり、この割合は全国平均と大差はない。

平成 7 年から 18 年までの奈良市・奈良県・全国の合計特殊出生率の年次推移（別紙資料）をみると、奈良市は、国や県を毎年、下回って低位で推移し、少子化が極めて深刻な問題となっている。

「都道府県別合計特殊出生率の推移」（別紙資料）

全国の合計特殊出生率は 1.32 であるが、平均を上回るのは 34 団体、下回るのは 13 団体である。最も高いのは沖縄県（1.74）で以下、

宮崎県（1.55）、島根県（1.53）と続く。逆に、最も低いのは、東京都（1.02）で、北海道（1.18）、京都府（1.19）、奈良県と大阪府（1.22）と続き、奈良県は大阪府と並んでワースト4位となっている。

## 2. 少子化対策の経緯

### (1) 国の少子化対策

国では、平成6年に「エンゼルプラン」が策定され、平成11年には、保育サービスだけでなく、雇用、母子保健、相談、教育等の事業も加えた「新エンゼルプラン」が策定された。

また、平成14年の「少子化対策プラスワン」では、従来の取り組みが保育に関する施策を中心としたものであったのに対し、子育てをする家庭を社会全体で支える視点から社会が一体となって総合的に取り組みを進めることとされた。

しかし、こうした対策によっても少子化に歯止めがかからないため、平成15年に「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、従来の施策の中心であった保育所の整備に加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」といったあらゆる分野での取り組みが求められることとなった。

このように、様々な少子化対策が実施されてきたが、なお少子化の流れに歯止めがかからないため、平成19年2月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議が設けられ、同年12月に今後の戦略がまとめられた。その取り組みでは、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「親の就労と子育ての両立や家庭における子育てを支援する仕組みづくり」を掲げ、行政はもとより、企業や地域もそれぞれの立場において、少子化対策に関心を持ち、仕事と子育てが両立しやすい雇用環境づくりや子育てしやすい地域づくりに努めていくことが大変重要であると示されている。

### (2) 本市の少子化対策

奈良市では平成9年の「奈良市子育て支援計画」（母子保健計画を含む。）や「奈良市児童育成計画」（平成13～17年度）を策定し、少子化対策の事業を進めてきた。

そして平成15年11月に、次世代育成支援行動計画を作成するため

の庁内策定委員会を設置し、平成 17 年 3 月に、「奈良市次世代育成支援行動計画（平成 17～21 年度の前期計画）」を策定した。

### 3．今後の対策

これからの新しい少子化対策は男女の働き方や家事・育児の分担、地域全体での支援等、個人の趣味・趣向などを汲みとり、何を求められているか、何が出来るかを具体的に検討しながら、子どもを育てる環境を整えていく必要がある。これらの課題は垣根を越えた幅広い部署が取り組む必要があり、社会全体で、少子化対策に取り組むことが重要である。

急速な少子化の進行は、単なる人口の減少に留まらず、経済成長の鈍化、税や医療、年金などの社会保障における負担増、地域社会の活力低下等、深刻な問題を惹き起こしている。

本市にとっても少子化対策は市政の最重要課題であり、今以上の取り組みが必要である。

#### 「奈良市少子化対策推進本部」の設置（設置要領別紙）

多岐に亘る少子化対策の窓口を子育て課だけで取り組むには限界があることから、関係部局が密接な連携の下に、少子化対策の総合的な企画、調整及び推進を図り、子どもたちの未来に夢や希望がもてるまちづくりを目指すため、従来の「奈良市次世代育成支援対策の実施に関する計画庁内策定委員会」を発展的に解消し、新たに全庁的な少子化に取り組むための組織として平成 20 年 9 月 29 日「奈良市少子化対策推進本部」を設置した。

当推進本部において、まずは次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 22 年度から 5 カ年の「奈良市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、その後の計画の進捗状況や評価、見直しを行ないながら少子化に対処する。

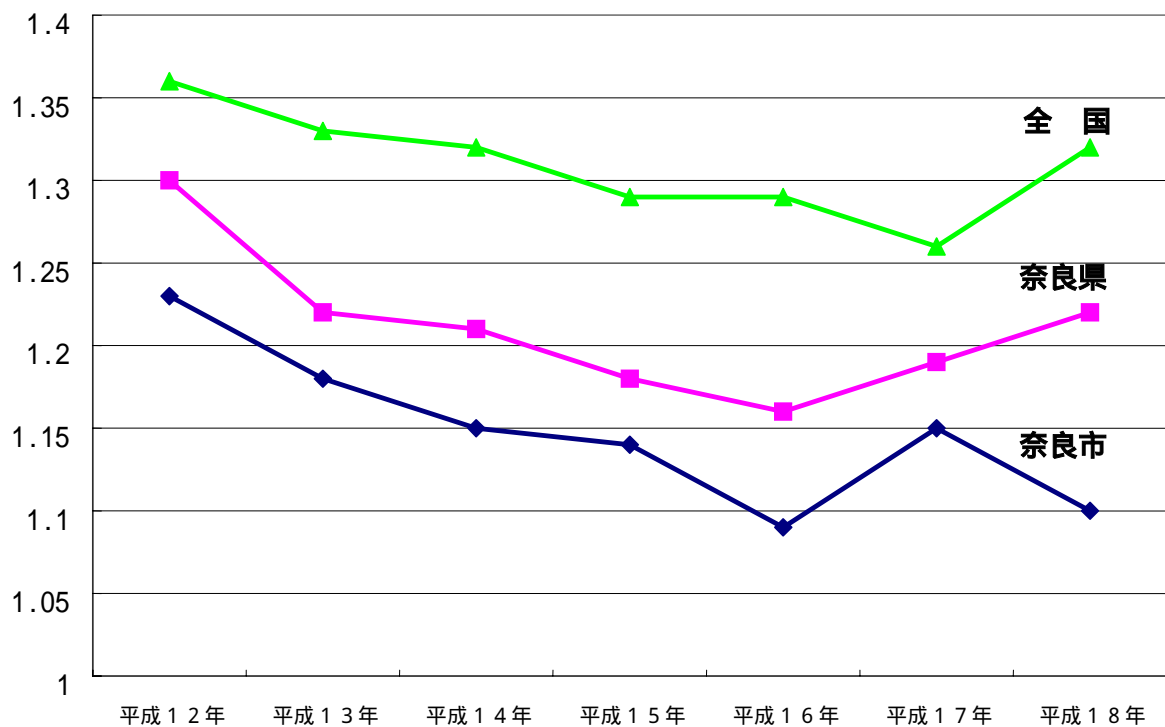
また、全国市町村別の合計特殊出生率の差は、都道府県別の数値以上に大きな開きがあるため、全国各市町村と本市の地域性をふまえた施策の比較分析を進めるとともに、奈良市内を地域別に分析し、地域の実情に合わせたきめ細かな少子化対策を実施する。



## 全国と奈良県と奈良市の合計特殊出生率の推移 別紙

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の平均子ども数。

区分	奈良市	奈良県	全国
平成12年	1.23	1.30	1.36
平成13年	1.18	1.22	1.33
平成14年	1.15	1.21	1.32
平成15年	1.14	1.18	1.29
平成16年	1.09	1.16	1.29
平成17年	1.15	1.19	1.26
平成18年	1.10	1.22	1.32



## 都道府県別合計特殊出生率の推移 別紙

(年)	合計特殊出生率											
	1925	1950	1960	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2006
北海道	5.98	4.59	2.17	1.93	1.82	1.64	1.61	1.43	1.31	1.23	1.15	1.18
青森県	6.47	4.81	2.48	2.25	2.00	1.85	1.80	1.56	1.56	1.47	1.29	1.31
岩手県	6.01	4.48	2.30	2.11	2.14	1.95	1.88	1.72	1.62	1.56	1.41	1.39
宮城県	6.23	4.29	2.13	2.06	1.96	1.86	1.80	1.57	1.46	1.39	1.24	1.25
秋田県	6.12	4.31	2.09	1.88	1.86	1.79	1.69	1.57	1.56	1.45	1.34	1.34
山形県	5.90	3.93	2.04	1.98	1.96	1.93	1.87	1.75	1.69	1.62	1.45	1.45
福島県	5.70	4.47	2.43	2.16	2.13	1.99	1.98	1.79	1.72	1.65	1.49	1.49
茨城県	5.61	4.02	2.31	2.30	2.09	1.87	1.86	1.64	1.52	1.47	1.32	1.35
栃木県	5.88	4.14	2.22	2.21	2.06	1.86	1.90	1.67	1.52	1.48	1.40	1.40
群馬県	5.53	3.80	2.03	2.16	1.99	1.81	1.85	1.63	1.56	1.51	1.39	1.36
埼玉県	5.68	3.92	2.16	2.35	2.06	1.73	1.72	1.50	1.41	1.30	1.22	1.24
千葉県	5.52	3.59	2.13	2.28	2.03	1.74	1.75	1.47	1.36	1.30	1.22	1.23
東京都	4.08	2.73	1.70	1.96	1.63	1.44	1.44	1.23	1.11	1.07	1.00	1.02
神奈川県	5.10	3.25	1.89	2.23	1.95	1.70	1.68	1.45	1.34	1.28	1.19	1.23
新潟県	5.95	3.99	2.13	2.10	2.03	1.88	1.88	1.69	1.59	1.51	1.34	1.37
富山県	5.87	3.57	1.91	1.94	1.94	1.77	1.79	1.56	1.49	1.45	1.37	1.34
石川県	5.40	3.56	2.05	2.07	2.08	1.87	1.79	1.60	1.46	1.45	1.35	1.36
福井県	5.63	3.65	2.17	2.10	2.06	1.93	1.93	1.75	1.67	1.60	1.50	1.50
山梨県	5.92	3.71	2.16	2.20	1.98	1.76	1.85	1.62	1.60	1.51	1.38	1.34
長野県	4.99	3.25	1.94	2.09	2.05	1.89	1.85	1.71	1.64	1.59	1.46	1.44
岐阜県	5.73	3.55	2.04	2.12	2.00	1.80	1.81	1.57	1.49	1.47	1.37	1.35
静岡県	5.81	3.74	2.11	2.12	2.02	1.80	1.85	1.60	1.48	1.47	1.39	1.39
愛知県	4.97	3.27	1.90	2.19	2.02	1.81	1.82	1.57	1.46	1.44	1.34	1.36
三重県	5.32	3.33	1.95	2.04	1.99	1.82	1.80	1.61	1.50	1.48	1.36	1.35
滋賀県	5.05	3.29	2.02	2.19	2.13	1.96	1.97	1.75	1.58	1.53	1.39	1.41
京都府	4.06	2.80	1.72	2.02	1.81	1.67	1.68	1.48	1.32	1.28	1.18	1.19
大阪府	3.51	2.87	1.81	2.17	1.90	1.67	1.69	1.46	1.33	1.31	1.21	1.22
兵庫県	4.31	3.08	1.90	2.12	1.96	1.76	1.75	1.53	1.41	1.38	1.25	1.28
奈良県	4.86	3.08	1.87	2.08	1.85	1.70	1.69	1.49	1.36	1.30	1.19	1.22
和歌山県	4.85	3.09	1.95	2.10	1.95	1.80	1.79	1.55	1.48	1.45	1.32	1.34
鳥取県	5.01	3.46	2.05	1.96	2.02	1.93	1.93	1.82	1.69	1.62	1.47	1.51
島根県	5.10	3.87	2.13	2.02	2.10	2.01	2.01	1.85	1.73	1.65	1.50	1.53
岡山県	4.49	3.18	1.89	2.03	2.05	1.86	1.89	1.66	1.54	1.51	1.37	1.40
広島県	5.13	3.22	1.92	2.07	2.05	1.84	1.83	1.63	1.48	1.41	1.34	1.37
山口県	4.78	3.62	1.92	1.98	1.92	1.79	1.82	1.56	1.50	1.47	1.38	1.40
徳島県	5.67	3.97	2.02	1.97	1.89	1.76	1.80	1.61	1.52	1.45	1.26	1.31
香川県	5.52	3.38	1.84	1.97	1.96	1.82	1.81	1.60	1.51	1.53	1.43	1.42
愛媛県	5.42	4.03	2.10	2.02	1.97	1.79	1.78	1.60	1.53	1.45	1.35	1.37
高知県	4.73	3.39	1.94	1.97	1.91	1.64	1.81	1.54	1.51	1.45	1.32	1.33
福岡県	4.57	3.91	1.92	1.95	1.83	1.74	1.75	1.52	1.42	1.36	1.26	1.30
佐賀県	5.55	4.28	2.35	2.13	2.03	1.93	1.95	1.75	1.64	1.67	1.48	1.50
長崎県	5.10	4.49	2.72	2.33	2.13	1.87	1.87	1.70	1.60	1.57	1.45	1.49
熊本県	5.13	4.06	2.25	1.98	1.94	1.83	1.85	1.65	1.60	1.56	1.46	1.50
大分県	5.36	3.90	2.05	1.97	1.93	1.82	1.78	1.58	1.55	1.51	1.40	1.45
宮崎県	5.20	4.35	2.43	2.15	2.11	1.93	1.90	1.68	1.70	1.62	1.48	1.55
鹿児島県	5.32	4.19	2.66	2.21	2.11	1.95	1.93	1.73	1.62	1.58	1.49	1.51
沖縄県	3.85	...	...	...	2.88	2.38	2.31	1.95	1.87	1.82	1.72	1.74
全国	5.11	3.65	2.00	2.13	1.91	1.75	1.76	1.54	1.42	1.36	1.26	1.32

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」、厚生労働省「人口動態統計」

注：全国の値は年齢各歳の出生率をもとに算出しているが、都道府県の値は年齢5歳階級における出生率をもとに算出している。1950年～70年の沖縄県を含まない。

## 奈良市少子化対策推進本部設置要領

### (目的及び設置)

第1条 次代を担う子どもたちが健やかに育つ社会の実現に向け、庁内関係部局間の連携を確保し、少子化対策を総合的かつ効果的に推進するため、奈良市少子化対策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 少子化対策推進のための企画、連携及び調整に関すること。
- (2) 奈良市次世代育成支援行動計画の策定及び推進に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

### (幹事会)

第6条 推進本部に、その所掌事務の細部にわたる事項についての調査研究及び素案の作成を行わせるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、保健福祉部子育て支援室長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、子育て課長及び教育総務課長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

### (幹事会の運営)

第7条 幹事長は、会務を総理する。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する副幹事長がその職務を代理する。

3 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(作業部会)

第8条 幹事会に、その所掌事務に関する作業を行わせるため、作業部会を置く。

2 作業部会の責任者は子育て課長をもって充て、部会員は幹事会の副幹事長及び幹事が所属する課の課長補佐級又は係長級の職員の中から、当該課の所属長が指名する者をもって充てる。

(関係者の出席等)

第9条 本部長及び幹事長は、議題により必要な本部員又は幹事のみを招集して会議を開き、また必要に応じ、本部員又は幹事以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 推進本部の庶務は、子育て課において処理する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年9月29日から施行する。

(奈良市次世代育成支援対策の実施に関する計画庁内策定委員会設置要領の廃止)

2 奈良市次世代育成支援対策の実施に関する計画庁内策定委員会設置要領(平成15年11月6日施行)は、廃止する。



別表第1(第3条関係)

推進本部本部員

政策監(まちづくり担当)	保健福祉部長
政策監(行財政改革担当)	保健所長
消防局長	環境清美部長
市長公室長	観光経済部長
企画部長	都市整備部長
総務部長	建設部長
市民生活部長	教育総務部長
市民活動部長	学校教育部長

別表第2(第6条関係)

推進本部幹事会幹事

消防局総務課長	保育課長
人事課長	放課後児童施策課長
企画政策課長	保健予防課長
財政課長	健康増進課長
病院事業課長	まち美化推進課長
市民安全課長	商工労政課長
地域活動推進課長	公園緑地課長
生涯学習課長	道路維持課長
スポーツ課長	住宅課長
人権施策課長	教育企画課長
男女共同参画課長	学校教育課長
福祉総務課長	学務課長
障がい福祉課長	青少年指導課長
福祉医療課長	